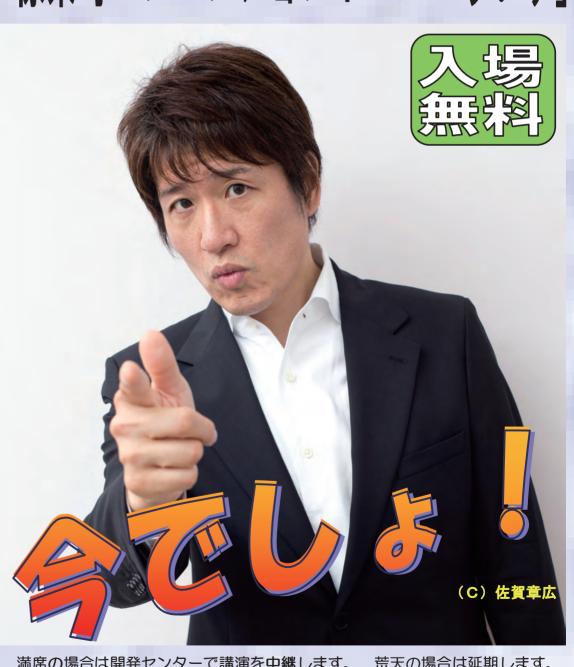
717/8(A)

開演13:00 (開場12:00) 標茶町コンベンションホール「ういず」



満席の場合は開発センターで講演を中継します。

荒天の場合は延期します。

標茶町文化講演会実行委員会 標茶町教育委員会、標茶町文化団体連絡協議会

土地·家屋や軽自動車の名義を 変更される方へのお知らせ



■土地・家屋の場合

①すでに登記している土地や家屋の所有者(名義人)を売買や相続などで変更する場合は、釧路地方法務局(**☎**0154-31-5000代)で登記を変更してください。

なお、登記していない家屋は、下記窓口で手続きしてください。

12月31日までに手続きを完了すると、次年度から固定資産税の納税義務者が変更になります。

②相続登記をする方で、その手続きが遅れる場合は、相続人の中から次年度以降固定資産税を代表して納めていただく方を相談し決めてください。

手続きの用紙は送付します。

■問い合わせ/役場税務課税務係(1階⑧番窓口☎485-2111内線152)

■軽自動車の場合

車種	手続き(申告)場所・問い合わせ	手続きに必要なもの
原動機付自転車 ●125cc以下のバイク ●ミニカー など	役場税務課税務係 (1階®番窓口	●新所有者の認印 ●標識
小型特殊自動車 ●農耕作業用 (トラクターなど) ●その他特殊作業用 (ホイルローダーなど)	☎485-2111内線153)	(ナンバープレート)●標識交付証明書
軽四輪自動車 ●660c以下の軽四輪車 軽二輪車 ●125ccを超え250cc以下のバイク	釧路軽自動車協会 釧路市鳥取大通6丁目1番1号 (☎0154-51-0745)	譲渡による名義変更・廃車・住所変更などは、左記に問い合わせください。
二輪の小型自動車 ●250ccを超えるバイク	北海道運輸局釧路運輸支局 釧路市鳥取大通6丁目2番13号 (☎0154-51-2522)	

耐震改修工事のため6月から使用を休止していましたが、全ての工事が完了し、11月8日から使用を開始しています。ご理解・ご協力ありがとうございました。

■問い合わせ/開発センター (☎485-2040)





平成21年度から建て替えを進めている麻生団地の7 棟目(木造平屋建1棟4戸)が完成しました。

■問い合わせ/役場管理課管財係

(1階⑦番窓口☎485-2111内線141)